

にしはりまクリーンセンター再資源化物の売却仕様書

1 目的

にしはりまクリーンセンターから発生する資源物を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2 件名

にしはりまクリーンセンター再資源化物の売却

3 場所

兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾483番地10 にしはりまクリーンセンター

4 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 品目

- (1) 新聞(折込チラシ含む) (2) 雑誌、書籍 (3) 段ボール (4) 紙パック
(5) 給食用紙パック※ (6) 紙製容器包装 (7) 布類 (8) アルミ缶
(9) スチール缶 (10) 破碎鉄(150mm)

※給食用紙パック:一辺約5cmの紙パックに、折りたたんだ同じ紙パックを5個程度入れたもの。

6 売却見込量

別表「再資源化物売却見込」のとおり。ただし、実際の売却重量等は状況により変動があるものとする。

7 契約方法

品目ごとに1kg当たりの売却単価契約とする。(小数点以下1桁まで)

8 使用車両

使用する車両は、自社所有とする。ただし、運搬を委託する場合は、貨物自動車運送事業法に基づく営業用車両(緑ナンバー)に限るものとする。

9 再資源化物の積込み及び搬出

(1) 積込場所

にしはりまクリーンセンター内

(2) 積込方法 次のとおりとし、詳細は、品目毎に協議する。

- ① 「第080206号 段ボール」以外の積込みは、組合が行う。
② 「第080206号 段ボール」の積込みは、買受者が行う。積込時ににしはりまクリーンセンターのフォークリフトが空いていれば、貸し出すことも可能である。

(3) 計量方法

にしはりまクリーンセンターの計量機により計量を行い、計量値を記載した計量伝票を発行する。

(4) 搬出日時

指定する日時に遅滞なく搬出すること。ただし、正午から午後1時の間は積込み作業を行わないので注意すること。

10 コンテナ等の設置

(1) 買受者は、所定の場所に再資源化物を貯留するコンテナ等を設置すること。

(2) 設置するコンテナ等は、再資源化物が抜け落ちない大きさの網目にするなど工夫すること。

11 搬出の注意

(1) 搬出の際には施設における日常業務遂行の妨げにならないよう協力するものとする。

収集車両、一般持込車両等もあるので十分安全に注意を払うこと。

(2) 積載物の飛散、落下には十分注意をし、飛散、落下の防止対策をすること。

(3) 積込み作業及び清掃については発注者側の責任で行う。

12 事故の報告

買受者は、運搬時における事故については、速やかに組合に報告をするとともに、買受者の責任において速やかに解決しなければならない。

13 支払い

買受者は、売却金額について組合が発行する計量伝票をもとに算出された金額を、納期限日までに支払うこと。

14 法の遵守

(1) 買受者は、業務の遂行にあたって、道路運送法及びその他関係法令を遵守するものとする。

(2) 運搬後の再資源化の処理過程で生じた廃棄物についても、関係法令を遵守し買受者の責任において適正に処理すること。

15 その他

(1) 入札書提出後、差し替え及び辞退はできない。

(2) 開札後の仕様書や内容の不明を理由とする、異議申し立ては受け付けない。

(3) この仕様書に定めるもの以外に、業務履行上必要な事項及び疑義を生じた事項については別途協議のうえ決定する。

(4) 買受者は、買受した再資源化物を適正に処理しなければならない。

(5) 買受者は、組合が再資源化物の適正な処理について必要があると認め報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(6) 見積額は、運搬費、分別費、残渣処分費等の必要経費を含むものとする。（「第080206号 段ボール」については積込費も含むこと。）

(7) 逆有償物については契約しないこととする。逆有償の場合は入札書に「見積もりできません。」と記載して提出すること。

別表「再資源化物売却見込」(9月から3月まで)

発注番号・品目	重量 (kg)
第080204号 新聞 (折込チラシ含む)	43,000
第080205号 雑誌、書籍	27,000
第080206号 段ボール	18,000
第080207号 紙パック	2,500
第080208号 給食用紙パック	500
第080209号 紙製容器包装	54,000
第080210号 布類	8,000
第080211号 アルミ缶	10,000
第080212号 スチール缶	8,000
第080213号 破碎鉄 (150mm)	120,000

※各品目の計量は10kg単位とし、実際の売却重量は、見込(昨年度実績)からの変動がある。